

# 令和2年度 島根県立特別支援学校（聴覚障がい教育）高等部及び専攻科 生徒募集要項

島根県立松江ろう学校  
島根県立浜田ろう学校

## 1 出願資格

- (1) 特別支援学校（聴覚障がい教育）高等部に入学を志願することができる者は、以下の①に該当する者であって、かつ②又は③に該当する者とする。
- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障がい者
  - ② 特別支援学校中学部若しくは中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）を令和2年3月に卒業する見込みの者及び卒業した者
  - ③ 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
- (2) 松江ろう学校専攻科に入学を志願することができる者は、以下の①及び②に該当する者とする。
- ① 学校教育法施行令第22条の3に該当する聴覚障がい者
  - ② 特別支援学校高等部又は高等学校（以下「高校等」という。）を令和2年3月に卒業する見込みの者及び卒業した者

また、(1)(2)の者は、以下のことを満たす者とする。

- 入学志願者は、原則として島根県内に居住している者とする。ただし、特別の事情が認められる県外居住者については、志願先の特別支援学校長は出願を認めることができる。（4 出願手続参照）
- 入学志願者並びに保護者及び担任（志願者が成人の場合にあつては、保証人（保護者等））は、出願を予定する特別支援学校長の定める期日に、当該学校の就学相談会に参加することとする。（「3 就学相談会」参照）

## 2 募集定員

別途公示する。

## 3 就学相談会

入学志願者の入学の意思又はその就学に関する保護者及び担任（志願者が成人の場合にあつては、保証人とする）の意向を十分に把握し、適切な就学を図るため、以下のとおり就学相談会を実施する。

学校名	就学相談会		住所
	参加受付期間	開催日	電話番号
島根県立 松江ろう学校	9月2日(月)～9月6日(金)	10月15日(火)	松江市古志町191-6 0852-36-7222
島根県立 浜田ろう学校	9月2日(月)～9月6日(金)	10月10日(木)	浜田市国分町342-2 0855-28-0146

### (1) 就学相談会参加に要する書類

入学志願者の卒業又は卒業見込みの中学校等（高校等）（以下「出身中学校等（高校等）」という。）の校長は、志願先の特別支援学校長へ下記の書類と切手を書留郵便にて送付する。なお、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、書

留郵便にて直接志願先の特別支援学校長へ送付する。

- ① 就学相談申込書【聴様式第1号】
- ② 就学相談事前調査書【聴様式第2号】
- ③ 切手（82円分（定形郵便物））

<留意点>

- ・就学相談申込書等【聴様式第1号、第2号】については、島根県教育用ポータルサイトに掲載する。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者については、入学者選抜に係る説明会の際又は請求に応じて配付する。
- ・複数の特別支援学校へ参加を申し込む場合については、複写でもよい。ただし、押印は別とする。なお、障がい種が異なる特別支援学校については様式が異なるため留意すること。

#### (2) 就学相談会の日時のお知らせ

参加を申し込んだ各特別支援学校から出身中学校等（高校等）の校長を経由して個別に通知する。なお、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、各特別支援学校から直接通知する。

## 4 出願手続

### (1) 入学願書等の提出

- ① 入学志願者は、次に掲げるものを作成し、出身中学校等（高校等）の校長を経由して、所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。  
ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出することとする。（4 出願手続（1）③を参照）
  - ア 入学願書【高等部受検者：聴様式第3号の1、専攻科受検者：第3号の2】
  - イ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの
- ② 出身中学校等（高校等）の校長は、志願者ごとに次に掲げるものを作成し、①の志願者から提出されたものとまとめて、所定の期間中に志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。
  - ア 入学志願者調査書【高等部受検者：聴様式第4号の1又は第4号の2、専攻科受検者：聴様式第5号の1又は第5号の2】
  - イ 受検票書留送付用切手（定形外郵便+簡易書留、料金については留意点を参照）
  - ウ 合否通知書書留送付用切手（定形外郵便+簡易書留、料金については留意点を参照）
  - エ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの
- ③ 入学志願者で、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、次に掲げるものを所定の期間中に直接志願先の特別支援学校長へ提出しなければならない。
  - ア 入学願書【高等部受検者：聴様式第3号の1、専攻科受検者：第3号の2】
  - イ 受検票書留送付用切手（定形外郵便+簡易書留、料金については留意点を参照）
  - ウ 合否通知書書留送付用切手（定形外郵便+簡易書留、料金については留意点を参照）
  - エ その他、志願先の特別支援学校長が指示したもの

<留意点>

出願に係る書類

- ・入学願書【聴様式第3号の1又は第3号の2】については、就学相談会の際に配付する。
- ・入学志願者調査書【聴様式第4号の1又は第4号の2、第5号の1又は第5号の2】については、島根県教育用ポータルサイトに掲載する。
- ・受検票書留送付用切手及び合否通知書書留送付用切手の料金については、消費税の改正に併せ、就学相談会において指示する。

(2) 出願期間

令和2年1月8日(水) から 令和2年1月15日(水) まで

\* 郵送の場合は、1月15日(水) 午後5時 必着

\* 持参の場合は、午前9時から午後5時までの間で受け付ける(ただし土・日・祝日を除く)

(3) 受検の辞退

出願した後、入学志願者が何らかの事由で受検又は志願を辞退する場合は、入学志願者はすみやかに出身中学校等(高校等)の校長を経由して志願先の特別支援学校長に入学者選抜検査辞退届(県様式3)を提出すること。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出する。

(4) 第2志望の出願

入学志願者は、出願資格を有する当該障がい種特別支援学校に対し、第1志望校及び第2志望校の2校まで出願することができる。

なお、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱のうち、いずれか二つ以上を併せ有する者は、併せ有する障がいに係る当該特別支援学校に対しても出願することができる。その場合でも、入学志願者が出願できるのは最大2校までとする。

第2志望に係る手続きは、以下のとおりである。

① 出願の手続き

所定の期間に、第1志願先特別支援学校長及び第2志願先特別支援学校長あてに、それぞれの入学願書等を提出しなければならない。

② 入学者選抜検査の会場

第1志願先特別支援学校において入学者選抜検査を受けなければならない。

③ 合格発表及び通知

それぞれの志願先特別支援学校において行う。なお、第1志願先特別支援学校において合格とする場合は、第2志願先特別支援学校での発表及び通知はしない。

④ 就学相談会

出願する特別支援学校の両方において、就学相談会に参加していなければ出願することはできない。

(5) 県外居住者の出願

① 保護者が県外に居住する本県特別支援学校高等部(専攻科)入学志願者は、居住地の都道府県教育委員会で証明を受けた県外特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可書(県様式6)と県外入学志願者誓約書(県様式7)を、出身中学校等(高校等)の校長を経由して県教育委員会(特別支援教育課)に提出する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する者は、直接県教育委員会(特別支援教育課)へ提出する。

そこで、本県の特別支援学校高等部(専攻科)への出願を許可した場合に限り、県教育委員会は当該出身中学校等(高校等)を経由して県外入学志願誓約書を入学志願者に送付する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する志願者については、直接送付する。入学志願者は、入学願書に許可を受けた県外入学志願誓約書を添付し、出身中学校等(高校等)の校長を経由して、当該特別支援学校長に提出する。ただし、中学校等(高校等)を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格(1)③に該当する志願者については、直接提出する。

② 県外居住者で、保護者の転勤又は転住によって、本県の特別支援学校高等部(専攻科)へ出願期限を過ぎて出願するときは、4 出願手続き(5) 県外居住者の出願 ①の手続きにより県教育委員会(特別支援教育課)に願い出た上、県外特別支援学校高等部・専攻科特別入学志願許可書(県様式8)によって許可を受けたものに限り出願することができる。また、その場合

には居住地の都道府県教育委員会の許可を受けた県外特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可書（県様式6）と県外入学志願誓約者（県様式7）を入学願書に添付しなければならない。

- (6) 受検料  
不要

## 5 選 抜 検 査

- (1) 入学者選抜基準

特別支援学校長は、各受検者について、特別支援学校（聴覚障がい教育）高等部又は専攻科の教育課程による学習の適性を判断して選抜を行う。

- (2) 検査内容

面接

- (3) 実施期日

**令和2年2月5日（水）**

\* 詳細は、志願先の特別支援学校から出願者本人あてに連絡をする。

- (4) 検査場

第1志願先特別支援学校

- (5) 追検査

やむを得ない事由により検査を受けることができない入学志願者は、入学者選抜検査開始時刻までに志願先の特別支援学校長に報告することとし、その後すみやかに「入学者選抜検査欠席事由届」（県様式1）を出身中学校等（高校等）の校長を経由して志願先の特別支援学校長に届け出ることにより、追検査を求めることができる。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出することとする。

## 6 合 格 発 表

- (1) 合格者の発表

**令和2年2月19日（水）午前10時**

各特別支援学校において、掲示等で発表する。ただし、電話での問い合わせには応じない。

- (2) 合否の通知

出身中学校等（高校等）を経由して、受検者本人又は保護者あてに文書により通知する。出身中学校等（高校等）の校長が教員を派遣して交付を受ける場合は、該当の中学校等（高校等）の校長はその教員をとおして委任状（県様式5）を提出するものとする。ただし、中学校等（高校等）を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格（1）③に該当する入学志願者については、直接合否を通知する。

## 7 入 学 の 辞 退

合格発表後、何らかの事由により入学を辞退する場合は、入学志願者は出身中学校等（高校等）の校長を経由して、志願先の特別支援学校長にすみやかに入学辞退届（県様式4）を提出することとする。ただし、中学校等を卒業後6年以上経過している者及び1 出願資格③に該当する者は、直接志願先の特別支援学校長へ提出することとする。提出を受けた特別支援学校長は、写しを県教育委員会（特別支援教育課）へ提出する。